

キャリアパス要件についての取り組み＜処遇改善加算＞

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たすようにする。

- イ) 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ) イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ) イ、ロについて、就業規則に明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。。

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たすようにする。

- イ) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保する。

実現のための具体的な取組内容

- ①資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。

→資質向上のための計画的研修を実施。①全体研修月1回～2回実施のところ、コロナ禍ということではしばらく中断その代わりに②Eラーニングを月テーマにて配信③外部研修（主にZOOM活用）において、リーダー管理職のシリーズ研修と一般職の研修を年間計画予定している。

- ②資格取得のための支援の実施

→コロナ禍のため、喀痰吸引は施設内において継続実施している。

- ロ) イについて、全ての介護職員に周知する。

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たすようにする。

- イ) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

- ①経験に応じて昇給する仕組みを講じている。

- ②資格等に応じて昇給する仕組みを講じている。

- ③一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みがある。

- ロ) イについて、全ての介護職員に周知する。

職場環境等要件についての取り組み【処遇改善加算】

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援をする。（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

労働環境

- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入をする。（浴室用リフト・みまもりカメラの導入）
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善をする。（インカムの導入と活用）

その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮をする。
- ・職員の増員による業務負担の軽減をする。

別紙様式2-2 個票(令和6年4・5月分)

提出先	尼崎市
-----	-----

法人名	社会福祉法人東香会
処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	5,811,804円
特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	1,554,878円
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	1,117,060円
うち、新規に算定する旧ベア加算の見込額[円](別紙様式2-1 3(3)①に転記)	0円
旧3加算のうち、令和6年度に増加する加算額の見込額(旧3加算の上位区分への移行によるもの)(別紙様式2-1 2(1)(b)の内数)	0円

【記入上の注意】
・月額8万円以上の改善については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。改善後の賃金が月額440万円以上であるかは、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

【記入上の注意】

・記入箇所は色付きのセルだけです。

・緑色 水色 黄色 のセルには、原則として全て記入してください。

⑥キャリアパス要件Ⅳについて	
賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が月額440万円以上となる者の数	2
特定加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)	2

																○	○	○	○	○	○			
	介護保険 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	処遇加算等 除く一月あたり介護報酬 総単位数 [単位] (a)	1単位 あたりの 単価 [円] (b)	処遇改善加算・特 定加算・ベース アップ等加算の別	(参考) 令和5年度		令和6年度					令和6年度に 増加する加算 額の見込額 (令和5年度の 加算率と比較)	②月額賃金要件Ⅲ		③・④キャリアパス要 件Ⅰ・Ⅱ		⑤キャリア パス要件Ⅲ	⑥キャリアパ ス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ
			都 道 府 県	市 区 町 村						算定した処遇 加算等の区 分 ※令和6年3 月時点	加 算 率	令和6年4・5 月に算定す る処遇加算 等の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和6年4月～令和6年5月	処遇加算等の 見込額[円] (a×b×c×d)	新たに増加 するベース アップ等加 算の見込額		月額賃 金要件 Ⅲを満 たす	賃金体系 整備等及 び研修の 実施等	賃金体系 整備等又 は研修の 実施等	昇給の仕 組みの整 備等	改善後の賃 金要件(月額 8万円以上又は 年額440万円以 上)を満たす 職員数を記 載	介護福祉士等の配置 の状況が分かる加算 の算定状況	
1	2873012153	尼崎市	兵庫県	尼崎市	特別養護老人 ホームはなみず き	介護老人福祉 施設	2,597,529	10.45	処遇改善加算	処遇加算Ⅰ	8.3%	処遇加算Ⅰ	8.3%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	4,505,934	0			○		○			
									特定加算	特定加算Ⅱ	2.3%	特定加算Ⅱ	2.3%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	1,248,628	0						1		
									ベースアップ等加算	ベア加算	1.6%	ベア加算	1.6%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	868,604	0	0							
2	2873012161	尼崎市	兵庫県	尼崎市	ショートステイは なみずき	(介護予防)短 期入所生活介護	450,623	10.55	処遇改善加算	処遇加算Ⅰ	8.3%	処遇加算Ⅰ	8.3%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	789,182	0			○		○			
									特定加算	特定加算Ⅱ	2.3%	特定加算Ⅱ	2.3%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	218,680	0								
									ベースアップ等加算	ベア加算	1.6%	ベア加算	1.6%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	152,130	0	0							
3	2873012146	尼崎市	兵庫県	尼崎市	デイサービスは なみずき	通所介護	397,644	10.45	処遇改善加算	処遇加算Ⅰ	5.9%	処遇加算Ⅰ	5.9%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	490,334	0			○		○			
									特定加算	特定加算Ⅱ	1.0%	特定加算Ⅱ	1.0%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	83,098	0						1		
									ベースアップ等加算	ベア加算	1.1%	ベア加算	1.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	91,416	0	0							
4	2873012146	尼崎市	兵庫県	尼崎市	デイサービスは なみずき	通所型サービス (総合事業)	21,374	10.45	処遇改善加算	処遇加算Ⅰ	5.9%	処遇加算Ⅰ	5.9%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	26,354	0			○		○			
									特定加算	特定加算Ⅱ	1.0%	特定加算Ⅱ	1.0%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	4,472	0								
									ベースアップ等加算	ベア加算	1.1%	ベア加算	1.1%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	4,910	0	0							
5									処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)										
									特定加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
									ベースアップ等加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
6									処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)										
									特定加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
									ベースアップ等加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
7									処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)										
									特定加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
									ベースアップ等加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
8									処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)										
									特定加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
									ベースアップ等加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
9									処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)										
									特定加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
									ベースアップ等加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							
10									処遇改善加算					令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)										
									特定加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)									
									ベースアップ等加算						令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)		0							

別紙様式2－3 個票（令和6年6月以降分）

提出先

尼崎市

法人名

社会福祉法人東香会

介護職員等処遇改善加算（見込額）の合計〔円〕 （別紙様式2-1 2(1)(a)の内数）	47,322,530	円
うち、介護職員等処遇改善加算Ⅳ相当の1／2（見込額）の合計〔円〕（別紙様式2-1 3(1)①の内数）	15,755,410	円
うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額〔円〕（別紙様式2-1 3(2)①の内数）	0	円
うち、令和6年度に増加する加算額の見込額（令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算への移行によるもの）（別紙様式2-1 2(1)(b)の内数）	4,903,580	円
（参考）令和5年度と比較し、令和7年度に増加する加算額の見込額（令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算への移行によるもの）	5,884,296	円

【記入上の注意】
・月額8万円以上の改善については、旧特定加算相当による賃金改善額のみで判断すること。改善後の賃金が年額440万円以上であるは、新加算及び旧3加算全体での賃金改善額を含む金額で判断すること。

【記入上の注意】

記入箇所はピンク色

グレー色

のセルだけです。

ピンク色

のセルには、原則として全て記入してください。

グレー色

のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。

⑥キャリアバス要件Ⅳについて（「令和6年度の算定予定」について）

賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	2
新加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の算定を届け出た事業所数 （短期入所・予防・総合事業での重複除く）	2

																	○		○	○	○	○	○				
介護保険 事業所番 号	指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	処遇加算等除 く一ヶ月あたり 介護報酬総単 位数[単位] (a)	1単位 あたりの 単価 [円] (b)	令和6年4・5 月時点の 旧3加算の 区分	合計の 加算 率	(参考)令和5年 度と要件を変え ずに移行した場 合の新加算の区 分 (カッコ内は6月以 降算定可能な新加 算Ⅴの区分(上記と 異なる場合))	加算 率	算定する 新加算の区分	加算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和6年6月～令和7年3月	新加算の 見込額[円] (a×b×c× d)	令和6年度 に増加する 加算額の見 込額 (令和5年度 の加算率と 比較)	(参考) ①月額賃金要件Ⅰ (令和7年度～)		②月額賃金要件Ⅱ		③・④キャリアバス 要件Ⅰ・Ⅱ		⑤キャリア バス要件 Ⅲ	⑥キャリア アバス要 件Ⅳ	⑦キャリアバス要件 Ⅴ		
		都道 府県	市区 町村														新加算Ⅳ相 当の加算額 の見込額の 1/2	月額賃 金要件 Ⅰを満 たす	新たに増加 する旧ベ ースアップ等 加算相当の 新加算の見 込額	月額賃 金要件 Ⅱを満 たす	賃金体系 整備等及 び研修の 実施等	賃金体系 整備等 又は 研修の 実施等	昇給の仕 組みの整 備等	改善後の 賃金要件 (月額8万円 以上又は年 額440万円以 上)を満た す職員数 を記載	介護福祉士等の配 置の状況が分かる 加算の算定状況		
1	2873012153	尼崎市	兵庫県	尼崎市	特別養護老人 ホームはなみ ずき	介護老人福祉施 設	2,597,529	10.45	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅱ ベア加算	12.2%	()	新加算Ⅱ	13.6%	令和6年度の算 定予定	新加算Ⅱ	13.6%	令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)	36,916,080	3,800,140	12,214,900	/	0	○	/	○	1	
											(参考)令和7年 度の移行予定	新加算Ⅱ	13.6%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	44,299,296	4,560,168	14,657,880	新規に適用	0	継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	新規に適用			
2	2873012161	尼崎市	兵庫県	尼崎市	ショートステイ はなみずき	(介護予防)短期 入所生活介護	450,623	10.55	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅱ ベア加算	12.2%	()	新加算Ⅱ	13.6%	令和6年度の算 定予定	新加算Ⅱ	13.6%	令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)	6,465,560	665,590	2,139,325	/	0	○	/	○		
											(参考)令和7年 度の移行予定	新加算Ⅱ	13.6%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	7,758,672	798,708	2,567,190	新規に適用	0	継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	新規に適用			
3	2873012146	尼崎市	兵庫県	尼崎市	デイサービス はなみずき	通所介護	397,644	10.45	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅱ ベア加算	8.0%	()	新加算Ⅱ	9.0%	令和6年度の算 定予定	新加算Ⅱ	9.0%	令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)	3,739,840	415,490	1,329,710	/	0	○	/	○	1	
											(参考)令和7年 度の移行予定	新加算Ⅱ	9.0%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	4,487,808	498,588	1,595,652	新規に適用	0	継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	新規に適用			
4	2873012146	尼崎市	兵庫県	尼崎市	デイサービス はなみずき	通所型サービス (総合事業)	21,374	10.45	処遇加算Ⅰ 特定加算Ⅱ ベア加算	8.0%	()	新加算Ⅱ	9.0%	令和6年度の算 定予定	新加算Ⅱ	9.0%	令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)	201,050	22,360	71,475	/	0	○	/	○		
											(参考)令和7年 度の移行予定	新加算Ⅱ	9.0%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	241,260	26,832	85,770	新規に適用	0	継続で適用	/	継続で適用	継続で適用	新規に適用			
5														令和6年度の算 定予定			令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)			0	/	0		/			
											(参考)令和7年 度の移行予定						令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)			0		0	/				
6														令和6年度の算 定予定			令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)			0	/	0		/			
											(参考)令和7年 度の移行予定						令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)			0		0	/				
7														令和6年度の算 定予定			令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)			0	/	0		/			
											(参考)令和7年 度の移行予定						令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)			0		0	/				
8														令和6年度の算 定予定			令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)			0	/	0		/			
											(参考)令和7年 度の移行予定						令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)			0		0	/				
9														令和6年度の算 定予定			令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)			0	/	0		/			
											(参考)令和7年 度の移行予定						令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)			0		0	/				
10														令和6年度の算 定予定			令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月 (10 ヶ月)			0	/	0		/			
											(参考)令和7年 度の移行予定						令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)			0		0	/				

令和 6 年度 介護職処遇改善計画

実施予定日:令和 6 年 4 月~令和 6 年 5 月

対象： はなみずき介護職員

分配方法 :下記参照

特別養護老人ホームはなみずき

施設長 山本 愉理和

介護職処遇改善加算の分配方法

賃金改善方法として

- 1)正社員・非常勤職員・契約職員に分類して、令和 6 年度 4 月 1 日以降に改善した基本給の増額分及びそれに伴う法定福利費等の増加分については、第一対象経費とする。
 - 2)非常勤職員は、一律 200 円/時給の特別手当を時間給に含め支給する。
 - 3)契約職員は、一律 15,000 円/月の特別手当を月給に含め支給する。
 - 4)正社員には、賞与特別加算（7 月又は 12 月）として、基本給の 2.2 ヶ月分を上限として支給対象者に対して支給する。（賞与の支給については賃金規程にある支給条項により調整する。）
 - 5)早出出勤 1 回につき 300 円・遅出出勤 1 回につき 500 円を特別手当として支給する。
 - 6)支給後に残額がある場合、又は業績により加算する場合は、正社員で除した額を、年度末に賞与特別加算として、3 月賞与に加算する。
- 尚、処遇改善加算の支払いに伴う、社会保険料事業主負担分についても処遇改善加算の対象経費とする

介護職員等特定処遇改善計画

実施予定日:令和 6 年 4 月 ~ 令和 6 年 5 月

対象 : はなみずき職員全員

分配方法・支給方法 参照ください。

特別養護老人ホームはなみずき
施設長 山本愉理和

特定処遇改善加算配分方法

特定処遇改善加算(以下「加算」)の配分については、「特定処遇改善加算支給方法(目安表)」に基づいて、A「経験・技能のある介護職員(1群)」、B「その他介護職員(2群)」、C「その他職員(3群)」に大別して、加算要件に基づき配分する。

【分配の流れ】

$$\boxed{\text{特定処遇改善加算収入額}} \div \boxed{\text{ア}} \times \boxed{\text{イ}} = \boxed{\text{配分財源}}$$

$$\boxed{\text{配分財源}} \div \boxed{\text{各郡の常勤換算数}} = \boxed{\text{1人当たりの平均支給額}}$$

$$\text{A(1群)} \quad \boxed{\text{常勤換算数}} \times \boxed{1.1} = \boxed{\text{イ}}$$

$$\text{B(2群)} \quad \boxed{\text{常勤換算数}} \times \boxed{1} = \boxed{\text{イ}}$$

$$\text{C(3群)} \quad \boxed{\text{常勤換算数}} \times \boxed{0.4} = \boxed{\text{イ}}$$

$$\boxed{\text{A(1群)イ}} + \boxed{\text{B(2群)イ}} + \boxed{\text{C(3群)イ}} = \boxed{\text{ア}}$$

各配分財源の中から法定福利費等法人負担分を除き。「区分・加算率及び人事考課等」を目安として、賞与特別加算として支給する。

但し、各部ごとに配分財源に、過不足が生じた場合は各郡に調整をおこない精算する。

【支給日】

年度末3月(賞与特別加算)を支給(予定)

但し、支給については支給日に在籍する職員に限る。

介護職員等特定処遇改善加算支給方法（目安表）（はなみずき）

A「技能、経験のある介護職員(1群)」

	区分	加算率
1	常勤（介護職員として経験が10年以上の者） ※当会及び他法人の合計年数	Aの平均改善額
2	非常勤介護職員 （介護職員として経験10年以上の者）	Aの平均改善額×50%× 常勤換算

上記を基本とし、人事考課（A・B・C評価において50%~150%の増額、減額を行う）を加味する。但し、賃金総額が月額8万円または440万円以上(特定処遇改善加算を除く)となっている職員がいない場合は、3名を選出し加算する。

※介護福祉士有資格者

B「その他の介護職員（2群）」

	区分	加算率
3	上記以外の者（常勤）	Bの平均改善額
4	非常勤介護職員	Bの平均改善額×50%× 常勤換算

上記を基本とし、人事考課（A・B・C評価において50%~150%の増額・減額を行う）を加味する。

C「その他の職種(3群)」

	区分	加算率
5	介護職員以外の職員(常勤)	Cの平均改善額
6	非常勤職員	Cの平均改善額×50%× 常勤換算

上記を基本とし、人事考課（A・B・C評価において50%~150%の増額・減額を行う）を加味する。C その他の職種の賃金総額が440万円（特定処遇改善加算を除く）を超えている者は、支給対象外とする。また、特定処遇改善加算を支給することで賃金総額が440万円を超える場合は加算率に関係なく支給額を440万円以内の間で調整し支給する。

介護職員等処遇改善（新加算）計画

実施予定日:令和 6 年 6 月 ～ 令和 7 年 3 月

対象： はなみずき職員全員

分配方法・支給方法 参照ください。

特別養護老人ホームはなみずき
施設長 山本愉理和

介護職員等処遇改善（新加算）配分方法

・介護職員の手当の支給

（支給額は、役職・職種・勤務形態・経験年数・介護福祉士所持を考慮して各人ごとに決定）

正職員:月給 23,000～40,000 円

契約社員:月給 20,000～27,000 円

非常勤:時給 275 円～310 円

（※時間給に含め支給する、例：～R6.5 まで 1200（200 含）→R6.6～から 1275（275 含））

・看護職員・機能訓練指導員・管理栄養士・介護支援専門員・生活相談員の手当の支給

（支給額は、役職・職種・勤務形態を考慮して各人ごとに決定）

正職員:月給 16,000～19,000 円

契約社員:月給 13,000～14,000 円

非常勤:時給 35 円～60 円

・その他の職員の手当の支給

（支給額は、勤務形態を考慮して各人ごとに決定）

月給 3,000 円時給 20 円～25 円

※上記詳細は、賃金規定確認、賃金規定より抜粋して以下に表記する。

早出・遅出手当として、それぞれ一回につき 500 円として、1 日合計 500 円を上限として支給する。

正社員には、賞与特別加算(7 月又は 12 月)として、基本給の 2.2 ヶ月分を上限として支給対象者に対して支給する。また、残額がある場合は年度末に支給する。正職員は人事考課評価により A1.1B1 それ以外 0.9 倍となる場合がある